

神戸市週休2日制工事実施要領の改定について (建築・建築設備工事)

令和6年4月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、本市では、原則全ての建築及び建築設備工事を週休2日制工事で発注することとしています。

この度、国の実施要領が改定されたことを受け、本市ではこれまで実施してきた「月単位の週休2日制」「対象期間内(通期)における週休2日制」に加え、「週単位の週休2日制(完全週休2日制)」を導入します。それに伴う労務費等の補正方法の変更等を行います。実施要領(改定)の概要は下記のとおりです。

神戸市週休2日制工事実施要領(概要)

1. 神戸市建築・建築設備工事における週休2日制とは

- ① 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいいます。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいいます。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいいます。

現場閉所(現場休息)日は土曜日と日曜日を標準とします。

2. 対象工事

○原則神戸市が発注する全ての建築及び建築設備工事

3. 労務費等の補正方法

- ①完全週休2日(土日)適用工事 労務費1.02 現場管理費 1.01
- ②月単位の週休2日適用工事 労務費1.02

4. 予定価格への反映及び達成状況に対する対応

(1)発注者指定方式(発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式)の場合

- 完全週休2日又は月単位週休2日の場合 労務費等を補正し工事費を積算して予定価格へ反映。
- 達成状況に応じて月単位から完全、通期から月単位又は完全の増額、未達成時はその状況に合わせて減額変更。

(2)受注者希望方式(受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の実施を協議したうえで取り組む方式)の場合

- 労務費を補正せずに工事費を積算。契約後に受注者の意向確認し週休2日に取り組む。
- 当初意向(完全週休2日、月単位や通期)に関わらず、達成状況に応じて増額変更を行います。

<神戸市 HP 検索バナー>

週休2日 建築



(神戸市建築技術管理委員会事務局)

kentikugikan@city.kobe.lg.jp